

株式会社 L A ホールディングス

定 款

令和 2 年 7 月 1 日 制定

株式会社L Aホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社L Aホールディングスと称し、英文ではLA Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買、仲介、販売代理、コンサルティング、測量及び鑑定
- (2) 不動産の保有、賃貸、管理及び運用
- (3) 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
- (4) 建築工事、土木工事、電気工事、設備工事、造園工事、内装仕上工事等の設計、施工及び監理
- (5) 商業施設、宿泊施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設等の開発、所有、賃貸及び経営
- (6) 高齢者向け施設等の開発、所有、賃貸及び経営並びに介護に関する事業
- (7) 共同住宅及びビル等の総合管理業
- (8) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業等に関する事業
- (9) 住宅設備、建築資材、家具及びインテリア製品等の製造及び販売
- (10) 有価証券等の保有、管理、各種コンサルティング業務
- (11) M&Aに関する仲介、斡旋、コンサルティング及びアドバイザリー業務並びに国内外の各種企業及び各種事業への投資及び出資
- (12) 投資事業組合、投資事業有限責任組合等への投資、出資及びその管理運營業務
- (13) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (15) 金融商品取引法に基づく金融商品取引業
- (16) 不動産投資顧問業
- (17) 不動産及び不動産に関する権利又は有価証券を担保とする金銭の貸付又は仲介並びにその他の金銭の貸与、貸付の事務代行及び債務保証
- (18) 生命保険、損害保険その他保険会社（外国保険業者を含む。）の代理又は代行
- (19) 発電及び電力サービス事業
- (20) 熱供給事業
- (21) 産業廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務

- (22) 労働者派遣事業、職業紹介事業、人事コンサルティング業務
 - (23) 警備業
 - (24) 機械、設備、航空機その他各種動産の賃貸、売買及び保守管理
 - (25) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発、設計、販売、運用及び管理
 - (26) 講演会、セミナー、シンポジウムその他イベントの企画及び運営並びに広告宣伝、出版等の企画、制作、販売及び代理業務
 - (27) D X（デジタルトランスフォーメーション）に関するサービス及びコンサルティング、情報処理サービス及び情報提供サービス並びに各種ソリューションサービスの提供
 - (28) 著作権、出版権、翻訳権等の知的財産権の管理、売買及び賃貸
 - (29) 郵便物、印刷物、雑貨等の梱包、発送代行及び販売
 - (30) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 当会社は、前項各号の事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

（本店所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は1700万株とする。

（単元株式数）

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

（自己株式の取得）

第8条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが

できる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会

を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程の定めによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこ

とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

制定	令和2年7月1日
改定	令和4年3月30日
	令和7年3月28日